

山梨県公報

第七十七号

令和三年

三月二十五日

木曜日

目次

告示

- 指定代理納付者の指定(二件)……………一三二七
- 山梨県環境影響評価等技術指針の改定……………一三二八
- 道路の区域変更(四件)……………一三二八
- 道路の供用開始(七件)……………一三二九
- 浸水想定区域等の決定……………一三三一
- 令和三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等……………一三三一

公告

- 大規模小売店舗の名称等の変更の届出……………一三二二
- 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………一三二三
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………一三三三
- 換地計画の決定……………一三三四
- 公共測量の終了(四件)……………一三四四
- 富士川水系富士川圏域河川整備計画の決定……………一三五五
- 水防法に基づく水防警報をする河川の指定……………一三五五
- 都市計画の変更図書の縦覧(二件)……………一三五五
- 山梨県企業局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定の一部改正……………一三六六
- 山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程……………一三六六
- 平成二十九年十一月二十日付号外第五十八号中……………一三六六
- 令和二年十月二十二日付第百三十八号中……………一三七七
- 令和二年十一月十八日付号外第四十五号中……………一三七七
- 令和二年十二月二十四日付第百五十五号中……………一三七七

告示

山梨県告示第九十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地 PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号
- 指定代理納付者に代理納付させる歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)
- 指定代理納付者が代理納付の対象とする電子決済サービスの種類 PayPay 残高
- 指定代理納付者に代理納付させる期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

山梨県告示第九十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地 SBペイメントサービス株式会社 東京都港区東新橋一丁目九番二号汐留住友ビル二十五階
- 指定代理納付者に代理納付させる歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)
- 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類等
 - 次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード
 - (一) MasterCard
 - (二) VISA
 - (三) JCB
 - (四) American Express
 - (五) ダイナース
 - 次に掲げる電気通信事業者のキャリア決済
 - (一) ソフトバンク株式会社

- (二) KDDI株式会社
 - (三) 沖繩セラー電話株式会社
 - (四) 株式会社NTTドコモ
- 四 指定代理納付者に代理納付させる期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

山梨県告示第九十八号

山梨県環境影響評価条例（平成十年山梨県条例第一号）第五条第二項の規定により、山梨県環境影響評価等技術指針を改定したので、その概要を公表する。

令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

環境影響評価の項目について、「土地の安定性」及び「反射光」を追加し、併せて当該追加した項目に係る調査及び予測の手法を定めるとともに、「廃棄物・発生土」の項目に係る予測の手法のうち予測時期等を変更し、令和三年五月一日から適用することとした。

（改定後の山梨県環境影響評価等技術指針の全文は、山梨県森林環境部大気水質保全課において縦覧に供する。）

山梨県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和三年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

区間	旧	新	延長 (メートル)
	の別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	
中巨摩郡昭和町西条字梅ノ木六八二番地先から	七・六	一一・八	一〇七・四

中巨摩郡昭和町西条字山梨七七一番地先まで	新	九・三 二三・八	一〇七・四
----------------------	---	-------------	-------

山梨県告示第一百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷山梨自転車道線
- 三 道路の区域

区間	旧	新	延長 (メートル)
	の別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	
笛吹市石和町八田字塚之越笛吹川右岸堤防敷地先から 笛吹市石和町川中島字西鍛冶屋敷町笛吹川右岸堤防敷地先まで	二・〇 二・〇	二・〇 二・〇	二八二・七 二九四・〇

山梨県告示第一百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十七号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笛吹市御坂町上黒駒字横川五一四八番一八地先から 笛吹市御坂町下黒駒字南五反田二八〇番一 地先まで	旧	六・七 五五・九	四〇二九・〇
笛吹市御坂町上黒駒字横川五一四八番一八地先から 笛吹市御坂町下黒駒字中川原一八三九番一 地先まで	旧	一五・〇 九八・八	四二七五・〇
	新	一五・〇 九八・八	四二七五・〇

四 区域変更の期日 令和三年四月一日

山梨県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和三年四月十五日まで一般の縦覧に供する。
令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高瀬富士線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南巨摩郡南部町富士字町屋四四五六番一 地	旧	六・五	一四一五・三

先から
南巨摩郡南部町富士字坂下一七八五番一
地先まで

新	旧	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一〇・一 五八・五	一〇・一 五八・五	一一・〇	令和三年三月二十五日
一五六〇・〇	一五六〇・〇		

四 区域変更の期日 令和三年四月一日

山梨県告示第百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和三年四月十五日まで一般の縦覧に供する。
令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百四十一号	北杜市高根町長沢字三ツ子沢一 三二四番地先から 北杜市高根町長沢字孫盥一五四 六番三地先まで	三三三・〇	令和三年三月二十五日

山梨県告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和三年四月十五日まで一般の縦覧に供する。
令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	遅沢静川線	南巨摩郡身延町遅沢字前田一七 六〇番地先から 南巨摩郡身延町遅沢字家ノ前一 一八二番一地先まで	七五・九	令和三年三 月二十五日

山梨県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和三年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	高下鯉沢線	南巨摩郡富士川町小室字ウツキ 坂一八九三番二地先から 南巨摩郡富士川町小室字ウツキ 坂一八八二番二地先まで	一一二・六	令和三年三 月二十五日

山梨県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和三年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	遅沢静川線	南巨摩郡身延町夜子沢字神田六 六五番地先から 南巨摩郡身延町夜子沢字日向六 一一番一地先まで	二二三・〇	令和三年三 月二十五日

山梨県告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和三年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府市川三 郷線	中巨摩郡昭和町西条字梅ノ木六 七五番地先から 中巨摩郡昭和町西条字梅ノ木四 三五五番地先まで	一一七・九	令和三年三 月二十九日

山梨県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和三年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	都留道志線	都留市上谷五丁目二八一番一 地先から 都留市上谷六丁目二九四番七 地先まで	一三六・七	令和三年三 月二十九日

山梨県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和三年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	桐原藤野線	上野原市桐原字河渡四九一六番 二地先から 上野原市桐原字河渡四九二一番 一地先まで	五四・一	令和三年三 月二十九日

山梨県告示第一百十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定により富士川水系鎌田川、貢川及び戸川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定により告示する。その関係図面は、山梨県県土整備部治水課、中北建設事務所及び峡南建設事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十五日

山梨県告示第一百十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、令和三年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）等について次のとおり定め、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 競争入札に参加することができる者
- 競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、競争入札参加資格を有すると認められたものとする。
- 令第六百六十七条の四第一項各号（令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者
- 令第六百六十七条の四第二項（令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、令第六百六十七条の四第二項の規定により定められた期間を経過していないもの
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
- 県税（個人県民税を除く。）並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- 資格審査の申請を行う日の属する月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
- 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和三年山梨県告示第六十七号（以下「令和三年告示」という。）に掲げる契約の種類及び種目（以下「契

山梨県知事 長 崎 幸太郎

約の種類等」という。)のうち、競争入札参加資格を受けようとする契約の種類等に係る営業を営んでいることが確認できない者

二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める物品等競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)及び誓約書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(一) 法人の登記事項証明書(法人の場合)

(二) 身分証明書(個人の場合)

(三) 印鑑証明書

(四) 財務諸表(法人にあつては審査基準日の直近の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては審査基準日の直近に提出した所得税確定申告書の写し)

(五) 納税証明書(審査基準日の直近の全ての県税(個人県民税を除く。))及び消費税に係るもの)

(六) 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合は、それを証明する書面

(七) 返信用封筒(長形三号)(送付先を記載し、八十四円分の郵便切手を貼付)

2 申請書及び添付書類は、七に掲げる場所にあらかじめ連絡の上持参すること。

3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

三 競争入札参加資格の有効期限

競争入札参加資格の有効期限は、競争入札参加資格を認定した日から令和四年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

2 法人にあつては代表者又は役員の名及び氏名、個人にあつては氏名

3 代理人として指定され、競争入札、見積り及び契約に関する一切の権限を委任されている者の氏名

4 所在地又は住所(代理人の所在地又は住所を含む。)

5 電話番号

6 使用印鑑

7 資本金(法人の場合に限る。)

8 競争入札への参加を希望する契約の種類等及び順位

9 その他営業内容に関する重要な事項

五 競争入札参加資格の取消し

競争入札参加資格を有すると認められた者が、次のいずれかに該当することが判明したときは、知事はその競争入札参加資格を取り消すことができる。

1 一のいずれかに該当する者となつたとき。

2 虚偽又は不正な方法により競争入札参加資格を受けたことが明らかになつたとき。

3 競争入札参加資格の認定を受けた契約の種類等に係る営業の全部を廃業したとき。

4 その他知事が必要と認めたとき。

六 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

県において競争入札が見込まれる年度に競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

七 競争入札参加資格に関する文書を入手するための手段

資格審査の申請に係る様式等は、山梨県出納局管理課(郵便番号四〇〇一八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五一二三三一一三九五)にあらかじめ連絡の上請求して入手すること。

八 その他

令和三年告示に基づき競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。

公 告

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 株式会社フォ

ーシーズ 代表取締役 加藤寛 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原二十六番地十

七

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル南アルプス店

山梨県南アルプス市小笠原宇雨久保千四百二十三番一

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
メガセンタートリアル南アルプス店	スーパーセンタートリアル南アルプス店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社フォーシーズ 代表取締役 加藤誠 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原二十六番地十七	株式会社フォーシーズ 代表取締役 加藤寛 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原二十六番地十七

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田久男 福岡県福岡市東区多の津二丁目十二番二七号	株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 石橋亮太 福岡県福岡市東区多の津二丁目十二番二七号

3 変更の年月日 平成二十六年十月一日外

三 届出年月日 令和三年三月十日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和三年七月二十六日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が

あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 河口湖ショッピングセンター株式会社 代表取締役 中村明智及び小林繁紀 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地 外一者

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 河口湖ショッピングセンター 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地外

2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
河口湖ショッピングセンター株式会社 代表取締役 中村明智 代表取締役 中沼繁紀 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地 外一者	河口湖ショッピングセンター株式会社 代表取締役 中村明智 代表取締役 小林繁紀 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地 外一者

3 変更の年月日 令和三年一月十八日

三 届出年月日 令和三年三月十日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和三年七月二十六日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社

社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 くらがねや田富モール 山梨県中央市山之神
字流通団地三千三十三番五外

2 変更した事項
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代
表者の氏名

変更前	変更後
DCMくらがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十 八号 外一者	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七 号 外一者

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前	変更後
DCMくらがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十 八号	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七 号

- 3 変更の年月日 令和三年三月一日
- 三 届出年月日 令和三年三月十七日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和三年七月二十六日まで

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県
営畑地帯総合整備事業（上栗原地区上栗原第二工区）の換地計画を定めたので、同条第

四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係
書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知
事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査
請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。
令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和三年三月二十六日から令和三年四月二十二日まで
- 三 縦覧場所 山梨市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和三年五月七日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和三年九月二十六日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知
を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示
する。
令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 南アルプス市
- 三 測量の期間 令和二年七月三十一日から令和三年二月十七日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により甲府市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けた
ので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 二 測量の地域 甲府市
- 三 測量の期間 令和二年十月一日から令和三年二月二十六日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により笛吹市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 二 測量の地域 笛吹市
- 三 測量の期間 令和二年十月一日から令和三年二月二十六日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により中央市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 二 測量の地域 中央市
- 三 測量の期間 令和二年十月一日から令和三年二月二十六日まで

● 富士川水系富士川圏域河川整備計画の決定

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、富士川水系富士川圏域河川整備計画を次のとおり定めたので、同条第六項の規定により公表する。

令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県県土整備部治水課、峡南建設事務所及び峡南建設事務所身延支所に備え置いて縦覧に供する。）

● 水防法に基づく水防警報をする河川の指定

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十六条第一項の規定により、水防警報をする河川を次のとおり指定した。

令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

水系名	河川名	指定区間
富士川	鎌田川	（左岸）甲斐市篠原字大冷間千六百三十三番地先から 中央市今福字大角六百八十七番の一地先まで
		（右岸）甲斐市篠原字大冷間千五百五十五番の六地先から 中央市今福字大角六百八十七番の一地先まで

貢川	（左岸）甲斐市天狗沢字北河原三百八十九番の三地先から 甲府市上石田二丁目二千七百七十五番の一地先まで	（右岸）甲斐市大久保字村前五番地先から 甲府市上石田二丁目八百四十七番の一地先まで
----	---	--

戸川	（左岸）南巨摩郡富士川町大久保字茶新居五百九十番の一地先から 南巨摩郡富士川町鰍沢字薄田三百四十番の二地先まで	（右岸）南巨摩郡富士川町小室字寺尾五千七百六十五番の三地先から 南巨摩郡富士川町鰍沢字新地八百三十五番の八地先まで
----	--	--

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲斐市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画公園
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲斐市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次

の場所において縦覧に供する。

令和三年三月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画用途地域
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

企業局

山梨県企業局告示第一号

山梨県企業局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定（昭和六十一年山梨県企業局告示第二号）の一部を次のように改正し、令和三年三月二十七日から適用する。

令和三年三月二十五日

山梨県公営企業管理者 井 出 仁

第二号の表笛吹農業協同組合の項中「岡部支所及び石和支所」を「富士見支所」に改める。

その他

山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月二十五日

山梨県立宝石美術専門学校管理者

山梨県産業労働部長 中 澤 和 樹

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程

山梨県立宝石美術専門学校学則（昭和五十六年山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「海外研修」を「学外研修」に改める。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

正 誤

○ 平成二十九年十一月二十日（号外第五十八号）公布山梨県選挙管理委員会告示第六十号（政治団体の名称等の届出）

一ページ終わりから九行目から終わりから八行目までは次のとおり誤り。

山梨の未来を語る会

中嶋 克 仁	石 井 貴 志	甲斐市下今井九三三ー一	平成二十九年十月二十五日	平成二十九年十月二十七日
国会議員関係政治団体の区分		衆議院議員	公職の候補者に係る公職の種類	
法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体				

○ 令和二年十月二十二日（第百三十八号）公布山梨県選挙管理委員会告示第四十号（政治団体の名称等の届出）
 五四〇ページ終わりから十四行目から終わりから十三行目までは次のとおりの誤り。

立憲民主党山梨県参議院選挙区第1
 総支部

宮澤 由 佳	宮澤 紀 夫	甲府市上今井町八〇二ー五	令和二年九月二十九日	令和二年九月二十九日
国会議員関係政治団体の区分		参議院議員	公職の候補者に係る公職の種類	
法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体				

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 令和二年十一月十八日（号外第四十五号）公布山梨県条例第五十一号（山梨県手数料条例の一部を改正する条例）

一	上	終わりから	個別漁業権を目的とする抵当権設定申請手数料	個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料
---	---	-------	-----------------------	-------------------------

○ 令和二年十二月二十四日（第百五十五号）公布山梨県選挙管理委員会告示第四十二号（政治団体の名称等の届出）
 六二七ページ終わりから十二行目から終わりから九行目までは次のとおりの誤り。

立憲民主党山梨県第1区総支部

中嶋 克 仁	石 井 貴 志	甲府市貢川本町七ー二〇	令和二年十二月八日	令和二年十二月八日
国会議員関係政治団体の区分		公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員	
法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体				

立憲民主党山梨県第2区総支部

市 來 伴 子	小 野 鈴 枝	甲府市丸の内三ー九ー七	令和二年十二月八日	令和二年十二月八日
国会議員関係政治団体の区分		公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員	
国会議員関係政治団体の区分				

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

衆議院議員

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番